

けんしん でんさいサービスをご利用の際の留意事項について

【 重要事項説明書 】

項 目	ご注意くださいこと						
1. 手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料は、毎月 15 日（15 日が休日の場合は翌営業日）に前月分をご指定の口座からお引き落しいたします。 ・特例開示など書面で申出を受け付けする取引の手数料については、ご指定の口座からの自動引き落としではなく、受付時に取引店でお支払いいただきます。 ・一旦記録請求（予約を含む）を行った取引は、取消可能期間内に取り消した場合等でも手数料が必要となります。また、取引相手の承諾が必要となる取引において、取引相手から否認された場合でも手数料が必要となります。 ・お取引にかかる手数料は、パンフレット、ホームページに掲載しております。 ・全銀電子債権ネットワーク社（でんさいネット）からお客さまに対し、直接、手数料等の費用を請求することは原則としてありません。 						
2. サービスのご利用時間 (営業日・営業時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジネスバンキングをご利用の場合 <table border="1" style="margin-left: 20px; width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">平日</td> <td style="text-align: center;">8:00 ～ 21:00</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">休日（土・日・祝日）</td> <td style="text-align: center;">9:00 ～ 17:00</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> * 当日扱の記録請求は 15 時までとなります。 * 12 月 31 日～1 月 3 日、5 月 3 日～5 日および毎月第 2 土曜日のご利用できません。 ・書面（店頭受付）をご利用の場合 <table border="1" style="margin-left: 20px; width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">平日のみ</td> <td style="text-align: center;">9:00 ～ 15:00</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> * 当日扱の記録請求は 11 時までとなります。 * 渉外係による受付も行います。 * 書面によるご利用は、利用申込時に書面による利用を申し出たお客さまおよびビジネスバンキングの利用を申し出たお客さまでパソコンが故障した場合等が対象となります。 	平日	8:00 ～ 21:00	休日（土・日・祝日）	9:00 ～ 17:00	平日のみ	9:00 ～ 15:00
平日	8:00 ～ 21:00						
休日（土・日・祝日）	9:00 ～ 17:00						
平日のみ	9:00 ～ 15:00						
3. 利用者番号	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>お客さまには、1 法人（個人事業主である場合には 1 人）につき 1 つの利用者番号が付与されます。</u> ・ 複数の窓口金融機関^{注1}をご利用する場合であっても、利用者番号は同一（1 つ）です。 (* 例えば、法人のお客さまが本社と支社で異なる窓口金融機関をご利用になる場合であっても、利用者番号は同一（1 つ）です。) ・ (* すでに利用者番号をお持ちのお客さまが、別の参加金融機関^{注2}に利用申込をされる場合には、その利用者番号をお申し出ください。誤って 2 つの利用者番号が付与され、後日、その事実が判明した場合には、早く通知された利用者番号に名寄せをさせていただきます。) 						

項目	ご注意いただきたいこと
4. でんさい ^{注3} の発生 (手形の振出に相当)	<ul style="list-style-type: none"> ・ でんさいを発生させる際の債権金額は、1 円以上 100 億円未満です。なお、債権金額は、1 円単位で設定いただけます。 ・ でんさいの支払期日（手形のサイト）は、電子記録年月日（でんさいの発生日）から起算して 7 営業日から最短で 3 営業日経過した日以降で 10 年後の応当日までの範囲で設定いただけます。 ・ 債権者請求方式によるでんさいの支払い期日（手形のサイト）は、これまでどおり電子記録年月日（でんさいの発生日）から起算して 7 営業日経過した日以降で 10 年後の応答日までの範囲で設定となります。 ・ <u>資金調達等の目的で多数の者に対してでんさいを発生させるなど、社債のようにでんさいを利用することは禁止されています。</u>
5. でんさいの譲渡 (手形の裏書に相当)	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>でんさいを譲渡する場合は、当該でんさいを保証していただく取扱いになります（手形の裏書に相当）。すなわち、債務者が支払えなかった場合には（支払不能^{注4}）、でんさいを譲渡したお客さまは、債権者に対して、支払義務を負うこととなります。</u> ・ 債権者利用限定特約（でんさいの債務者とはならない特約）を締結したお客さまであっても、でんさいを譲渡する場合は、当該でんさいを保証する取扱いになります。
6. でんさいの分割譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ・ でんさいは、債権金額を 2 つに分割して、片方のでんさいを譲渡することができます。 (*例：1,000 万円のでんさいのうち、800 万円を分割譲渡し、残りの 200 万円のでんさいを自分の債権として保有。) ・ 分割のみの取扱いはできません。
7. でんさいの取消等	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>でんさいの発生、譲渡等は、記録日から起算して 5 営業日から最短で 1 営業日の間は、発生、譲渡等の記録請求をしたお客さまの相手方が単独で取り消すことができます（当該期間を経過した場合は、「でんさいの記録内容の変更」の手続きが必要になります）。</u>
8. でんさいの記録内容の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>利害関係者全員のご承諾が無いと、でんさいの記録内容を変更することはできません。</u> (*利害関係者が 3 名以上いる場合、でんさいの記録内容の変更が非常に困難になることがあります。でんさいの記録請求は、内容をよくご確認のうえ、行ってください。)
9. 記録請求の制限期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>でんさいの支払期日が近づくと、支払準備のため、記録請求が制限されます。</u> (*例えば、譲渡や分割譲渡の記録請求は、対象となるでんさいの支払期日の 7 営業日前から最短で 3 営業日前までに行う必要があります。詳しくは、「ご参考 2」をご参照ください。)

項目	ご注意いただきたいこと
<p>10. でんさいの決済（支払い） （口座間送金決済^{注5}）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>でんさいの決済（支払い）は、「口座間送金決済」により行います。債務者のお客さまは、当該でんさいの支払期日の前営業日までに、決済口座に資金をご準備ください。</u> （*支払期日の 15 時までの入金であれば口座間送金決済処理が行われます。） ・ <u>支払期日に口座間送金決済による支払いができない場合、債務者のお客さまには支払不能処分（手形の不渡処分と同様の処分）が科されます。</u> （*詳しくは、「12. 支払不能処分制度」をご参照ください。） ・ 支払資金は、支払期日に債権者口座に送金されます。ただし、債権者口座への入金時間は、債務者の資金準備状況などによって異なります。入金状況は、債権者をご自身の窓口金融機関にご確認ください。 ・ 債務者と債権者の間の取り決めにより、口座間送金決済以外の方法で支払いをした場合であっても、支払期日の 3 営業日前までに支払等記録が記録されていない場合は、口座間送金決済が行われます。 ・ <u>債務者に支払不能が発生した場合、電子記録保証人^{注6}（でんさいの譲渡人を含む、以下同じ。）は、債権者に対して、支払義務を負います。</u> ・ 電子記録保証人が債務者に代わって支払いをし、かつ、支払者として支払等記録を記録した場合、特別求償権^{注7}を取得します。電子記録保証人はご自身より前に記録されているすべての電子記録保証人および債務者に対して、求償することができます。
<p>11. 口座間送金決済の中止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 債務者のお客さまは、契約不履行等、でんさいの支払いを中止する正当な理由がある場合、債権者の同意がなくても、口座間送金決済を中止することができます。ただし、この場合でも口座間送金決済が行われていないため、「支払不能」として取り扱われ、支払不能処分の対象となりますので、必ず取引店を通じて口座間送金決済の中止の依頼と併せて異議申立をしてください。 （*詳しくは、「13. 異議申立の手続」をご参照ください。）
<p>12. 支払不能処分制度 （手形の不渡処分制度に相当）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>支払期日に口座間送金決済による支払いができなかった場合（支払不能）、当該債務者のお客さまには、原則として支払不能処分が科されます。</u> ・ <u>支払不能処分の主な内容は、以下のとおりです。</u> <ul style="list-style-type: none"> <u>でんさいの債務者に 1 回目の支払不能があった場合、この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。</u> <u>1 回目の支払不能となったでんさいの支払期日から 6 か月以内に 2 回目の支払不能があった場合、当該債務者に対して、2 年間の「取引停止処分」が科されます。この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。「取引停止処分」が適用された債務者は、「債務者利用停止措置」および「参加金融機関との間の貸出取引禁止」が科されます。</u> ・ 同日に複数のでんさいが支払不能となった場合は、1 回とカウントされません。 ・ 手形交換所の不渡処分制度とは別の制度ですので、手形の不渡処分回数とは合算されません。

項目	ご注意いただきたいこと
13. 異議申立の手続	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>契約不履行等、でんさいの支払いを中止する正当な理由がある場合に口座間送金決済を中止するときは、債務者のお客さまは異議申立をすることにより、支払不能処分を猶予していただくことができます。</u> ・ <u>ただし、債務者のお客さまが異議申立をする場合には、支払期日の前営業日までに取引店にその旨の申し出をしていただき、支払期日までに債権金額相当額（異議申立預託金）を取引店にお預けいただくことが必要です。</u> （*異議申立預託金は、異議申立の手続が終了したときに返還されます。）
14. 記録事項の開示	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>「記録事項」の開示請求ができる者は、当該でんさいの利害関係者（債務者、債権者、電子記録保証人（でんさいの譲渡人を含む。））とその窓口金融機関です。</u>
15. 他の記録機関との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ でんさいネットと提携した他の電子債権記録機関の電子記録債権を、特定記録機関変更記録によりでんさいネットに移動することで、でんさいネットでお取り扱いすることができます。 ・ でんさいネットのでんさいは、他の電子債権記録機関に移動することはできません。 ・ 記録の変更には手数料がかかります。 ・ このサービスを利用するためには債権者請求方式の取扱いを可能とする変更手続きが必要となります。

〔 ご参考 1 : 用語のご説明 〕

用語	ご説明
注 1 窓口金融機関	お客さまとの間で利用契約を締結し、お客さまからの記録請求等の窓口となる金融機関のことです。
注 2 参加金融機関	全国の銀行、信用金庫、信用組合等、でんさいのサービスを提供できる金融機関のことです。
注 3 でんさい	でんさいネットが取扱う電子記録債権のことです。
注 4 支払不能	支払期日に口座間送金決済ができなかった状態のことです。
注 5 口座間送金決済	債務者の窓口金融機関が支払期日に債務者の口座から債権金額を引き落とし、送金（振込）を行うことにより、債権者の口座に入金する決済方法のことです。
注 6 電子記録保証人	でんさいの債務者に係る債務を保証する旨、保証記録により記録されたお客さまのことです。通常は、でんさいを譲渡した際のでんさいの譲渡人が、これに該当します。
注 7 特別求償権	電子記録保証人が債務者の代わりに支払をし、かつ、支払者として支払等記録をした場合に、ご自身より前に記録されているすべての電子記録保証人および債務者に対して、求償できる権利のことです。

〔ご参考2：支払期日前後の記録の制限〕

支払期日を基準とした 記録請求日 (でんさいネット必着日) 各種記録請求と制限 (○：記録請求可能) (△：条件付で記録請求可能) (－：記録請求不可)								決済情報提供日	口座間送金決済実施日		支払等記録日
	7営業日前以前	6営業日前	5営業日前	4営業日前	3営業日前	2営業日前	1営業日前	支払期日	1営業日後	2営業日後	3営業日後以降
1. 発生記録請求 (請求者：債務者)	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－
(請求者：債権者)	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2. 譲渡記録請求 (請求者：債権者)	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	△ (注5)
3. 分割記録請求 (請求者：債権者)	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－
4. 保証記録請求 (単独保証) (請求者：債権者)	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	△ (注5)
5. 支払等記録請求 (口座間送金決済以外の方法で決済した場合) (注1) (請求者：債権者)	○	○	○	○	○	－	－	△ (注6)	△ (注6)	△ (注6)	○
(請求者：支払者)	○ (注7)	－	－	－	－	－	－	△ (注6)	△ (注6)	△ (注6)	○
6. 変更記録請求											
(1) 住所など利用者属性情報に関する記録を変更する場合 (請求者：債務者、債権者、保証人 (注2))	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△ (注8)
(2) 債権金額など利用者属性情報以外の記録を変更する場合 (注3)											
①利害関係者が債務者と債権者しかいない状態 (譲渡や保証が行われる前)	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
a. オンラインで承諾を得る方法 (注4) (請求者：債務者、債権者)											
b. 書面で承諾を得る方法 (請求者：債務者、債権者)	○	○	○	○	○ (注9)	－	－	－	－	－	－
②利害関係者が3名以上いる状態 (譲渡や保証が行われた後) (請求者：債務者、債権者、保証人 (注2))	○	○	○	○	○ (注9)	－	－	－	－	－	－

(注1) 口座間送金決済以外の方法で決済した場合は、自動的に記録されないため、支払等記録請求が必要となります。

(注2) 「単独保証」をした保証人のほか、譲渡に随伴する「譲渡保証」をした保証人(譲渡人)を含みます。

(注3) 「－」の場合でも、差押えの記録を削除するための変更記録等は可能です。

(注4) オンラインで承諾を得る方法で変更できる記録事項は、「債権金額」、「支払期日」、「譲渡先制限の有無」、「発生記録の取消」の4項目のみです。

(注5) 支払等記録が行われていない場合であって、かつ、債務者が支払不能に関する異議申立をしていない場合に限り可能です。

(注6) 債務者の窓口金融機関(仕向金融機関)からでんさいネットに対し、支払不能通知が出された後であれば可能です(ただし、支払等記録が行われるのは支払期日の3営業日後)。

(注7) 支払期日以前の支払等記録の請求は、債務者または電子記録保証人に限り可能です。

(注8) 債権金額全額について、債務者を支払等をした者とする支払等記録が行われていない場合に限り可能です。

(注9) 書面での手続きとなりますので、当組合の受付期限は支払期日の7営業日前となります。